宗像市保育料徴収規則の一部を改正する規則

宗像市保育料徴収規則（平成１５年宗像市規則第５３号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

（3歳児）
３５，６３０
（4歳児以上）
２９，５３０

」

を、

「

（3歳児）
３５，５１０
（4歳児以上）
２９，４４０

」

に改め、

「

（1歳児及び2歳児）
８１，４４０

」

を、

「

（1歳児及び2歳児）
８１，１４０

」

に改める。

附　則

この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

資料2

宗像市保育料徴収規則新旧対照表

改正案

別表(第２条関係)

宗像市保育所保育料基準額表

各月初日の在籍措置児童の属する世帯の階層区分			保育料基準額(月額)	
階層区分	定義		3歳未満の児童	3歳以上の児童
D3	前年分の所得税の課税世帯であって、その所得税額が次の区分に該当する世帯	40,000 円 以 上 71,500円未満	39,660	(3歳児) 35,510 (4歳児以上) 29,440
D4		71,500 円 以 上 103,000円未満	44,500	
D5		103,000 円 以 上 413,000円未満	61,000	
D6		413,000 円 以 上 734,000円未満	80,000	
D7		734,000円以上	(0歳児) 104,000 (1歳児及び2歳児) 81,140	

現行

別表(第２条関係)

宗像市保育所保育料基準額表

各月初日の在籍措置児童の属する世帯の階層区分			保育料基準額(月額)	
階層区分	定義		3歳未満の児童	3歳以上の児童
D3	前年分の所得税の課税世帯であって、その所得税額が次の区分に該当する世帯	40,000 円 以 上 71,500円未満	39,660	(3歳児) 35,630 (4歳児以上) 29,530
D4		71,500 円 以 上 103,000円未満	44,500	
D5		103,000 円 以 上 413,000円未満	61,000	
D6		413,000 円 以 上 734,000円未満	80,000	
D7		734,000円以上	(0歳児) 104,000 (1歳児及び2歳児) 81,440	

参考資料

○宗像市保育料徴収規則

平成15年4月1日
規則第53号

(趣旨)

第1条　この規則は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第56条第3項の規定により、保育の実施に要する保育費用(以下「保育料」という。)の決定、徴収及び減免に関し必要な事項を定めるものとする。

(保育料の徴収等)

第2条　市長は、保育所の入所を承諾したときは、保育料を別表に定めるところにより決定し、本人又はその扶養義務者から徴収する。

2　市長は、前項の規定により保育料を決定したときは、保育の実施に係る児童の保護者及びその保育所の長に通知するものとする。

(平17規則30・一部改正)

(保育料の納期限等)

第3条　本人又はその扶養義務者は、その月の保育料を当該月の末日までに納付しなければならない。

2　市長は、保育料を納期限までに納付しない者があるときは、期日を指定してこれを督促するものとする。

(平17規則30・一部改正)

(保育料の減免)

第4条　市長は、本人又はその扶養義務者が死亡したとき、若しくは災害等やむを得ない事由により所得に著しい変動が生じたために保育料を納入することが困難であると認めるときその他特に必要があると認めるときは、その者の申請に基づき、当該保育料を減額し、又は免除することができる。

2　市長は、前項の規定により保育料の減免をしたときは、その旨を保育児童又はその扶養義務者に通知しなければならない。前項の申請につき保育料の減免を認めないときも、また同様とする。

3　第1項の申請は、保育料減免申請書(様式)により行うものとする。

(平17規則30・一部改正)

(雑則)

第5条　この規則に定めるもののほか、保育料の徴収に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

(施行期日)

1　この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行前に宗像市保育料徴収規則(昭和62年宗像市規則第5号)及び玄海町保育の実施に関する条例施行規則(平成14年玄海町規則第13号)の規定に基づきなされた処理、手続その他の行為は、この規則の相当規定に基づきなされた処理、手続その他の行為とみなす。

附　則(平成17年3月25日規則第30号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附　則(平成17年3月31日規則第41号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附　則(平成18年3月31日規則第23号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附　則(平成18年12月22日規則第48号)
この規則は、平成19年1月1日から施行する。

附　則(平成19年3月30日規則第19号)
この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附　則(平成20年3月31日規則第19号)
この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附　則(平成21年3月31日規則第14号)
この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附　則(平成22年3月30日規則第10号)
この規則は、平成22年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)
(平17規則41・平18規則23・平18規則48・平19規則19・平20規則19・平21規則14・平22規則10・一部改正)

宗像市保育所保育料基準額表

各月初日の在籍措置児童の属する世帯の階層区分			保育料基準額(月額)	
階層区分	定義		3歳未満の児童	3歳以上の児童
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		(円) 0	(円) 0
B	A階層を除く前年分の所得税の非課税世帯	市町村民税非課税世帯	9,000	6,000
B1		市町村民税非課税世帯のうち、母子世帯等(母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯をいう。)	0	0
B2		市町村民税非課税世帯のうち、次に掲げる児童(者)を有する世帯 ア　身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者 イ　療育手帳の交付を受けた者 ウ　特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者	0	0
B3		市町村民税非課税世帯のうち、本人又はその扶養義務者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等の特に困窮していると市長が認めた世帯	0	0
C		市町村民税課税世帯	19,500	16,500
C1		市町村民税課税世帯のうち、母子世帯等	18,500	15,500

		(母子及び寡婦福祉法に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯をいう。)		
C2		市町村民税課税世帯のうち、次に掲げる児童(者)を有する世帯 ア　身体障害者福祉法第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者 イ　療育手帳の交付を受けた者 ウ　特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者	18,500	15,500
C3		市町村民税課税世帯のうち、本人又はその扶養義務者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等の特に困窮していると市長が認めた世帯	18,500	15,500
D1	前年分の所得税の課税世帯であって、その所得税額が次の区分に該当する世帯	10,000円未満	26,500	23,500
D2		10,000円以上40,000円未満	30,000	27,000
D3		40,000円以上71,500円未満	39,660	(3歳児) 35,630
D4		71,500円以上103,000円未満	44,500	
D5		103,000円以上413,000円未満	61,000	(4歳児以上) 29,530
D6		413,000円以上734,000円未満	80,000	
D7		734,000円以上	(0歳児) 104,000 (1歳児及び2歳児) 81,440	

備考

1　この表のB階層からD7階層までにおける「所得税」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算して得られる所得税をいう。ただし、当該所得税の計算に当たっては、次の規定は適用しないものとする。

(1)　所得税法第78条第1項、第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項

(2)　租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項

(3)　租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

2　この表のC階層からC3階層までにおける「市町村民税課税世帯」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第294条第1項の規定により市町村民税を課税された世帯をいう。ただし、同法第323条の規定による市町村民税の免除を受けたときは、「市町村民税非課税世帯」とみなす。

3　この表における児童とは、次の児童をいう。

(1)　3歳未満の児童　保育の実施を開始した日の属する月の初日において3歳に達していない児童をいう。

(2)　3歳以上の児童　保育の実施を開始した日の属する月の初日において3歳に達している児童をいう。

(3)　4歳児以上　保育の実施を開始した日の属する月の初日において4歳に達している児童を

いう。

4　階層区分の認定

階層区分の認定は、児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その所得税等の課税の有無により行うものとする。

5　同一世帯から2人以上の児童が入所している場合においては、当該児童に係る保育料(月額。以下同じ。)は、次に定めるところによる。ただし、10円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1)　BからD7までの階層に属する世帯にあっては、次に掲げる額とする。

ア　保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童デイサービスを利用している就学前児童(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。)　当該保育料

イ　保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童デイサービスを利用しているア以外の就学前児童(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。)　当該保育料に2分の1を乗じて得た額

ウ　保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童デイサービスを利用している上記以外の就学前児童　0円

様式(第4条関係)

(平17規則30・旧様式第3号・一部改正)

保育料減免申請書

入所児童氏名		生年月日	年　月　日
扶養義務者		職業	
保育料	年度　月分 円	希望減免額	円

【減免申請の理由】

【将来の見込】

上記の理由により、保育所への入所後に要する費用を全額(一部)負担することができませんので、減免をお願いします。

年　月　日

宗像市長　あて

(申請者)

住所　宗像市

氏名　　印